

国際シンポジウム

「男女平等への人類の歩み ——世界の潮流、日本の視座——」

近江 美保

7月31日、オーストラリア国立大学教授のヒラリー・チャールズワース教授、韓国のシン・ヘイスー前国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）委員、そして日本から大谷美紀子弁護士を迎えて、標記のシンポジウムが開かれた（神奈川大学法学研究所国際人権センター主催、ジェンダー法学会、国際女性の地位協会協賛）。今年は女性差別撤廃条約採択30周年であり、「女性と国際法」に様々な立場で関わっていらしたパネリストからお話を伺うまたとない機会とあって、夏休みのキャンパスに約60名の参加者が集まった。

阿部浩己教授の司会で開会したシンポジウムは、まず中島三千男学長による挨拶のあと、チャールズワースさんの基調講演「女性差別撤廃条約の30年～内／外：女性と国際法」に移った。チャールズワースさんは、フェミニスト国際法学創設者のひとりであり、1991年にAmerican Journal of International Lawに“Feminist Approaches to International Law”（共著）を発表されたあと、今日までフェミニズムの視点から国際法について鋭い分析を続けていらっしゃる、まさに国際法の世界的権威である。フェミニスト国際法の世界初の教科書として出版されたThe

Boundaries of International Law: a Feminist Analysis（共著、Manchester University Press、2000）については、阿部先生の監訳による日本語版が出版されている（『フェミニズム国際法—国際法の境界を問い直す』尚学社、2004年）。

基調講演は、フェミニスト国際法学の約20年の歩みを振りかえるとともに、現在の課題を提示する内容で、国連諸機関のジェンダー主流化や安全保障理事会における女性に対する暴力反対決議の採択など、フェミニストによる働きかけが奏功しているように見えるが、成果は表面的なものにとどまっている。また、国際法におけるフェミニスト的な議論は、主流派にはいまだ受け入れられていないという状況にある。さらに、フェミニスト内部においては、犠牲者としての女性を強調することはむしろ女性の力を奪うといった批判があり、さながら“内部批判産業”を形成しているかのようであるという。このような中で、フランス革命時代にオランプ・ド・グージュが提示した、女性の人権を確立するためには、女性に特化したアプローチがよいのか、あるいは人権問題のひとつとして全体の中で取り組むことがよいのかという問いが、現在にも続く課題として投げかけられた。

女性差別撤廃条約については、男性を基準とした平等をめざしているという点では制約的であり、フェミニズムは、女性の経験をよりよく反映した新たな概念を作り出さなくてはならないという課題を抱えている。しかし、昨年、オーストラリア上院が実施した性差別禁止法に関する調査では、女性差別撤廃条約にもとづいて様々な勧告が出され、今後の改善が期待されるという。この事例のように同条約は国



内でこそ力を発揮するのではないかと
いうメッセージとともに、基調講演は
締めくくられた。

続いてお話されたシンさんは、CE
DAWのほか、国連人権委員会、女性
の地位委員会、ILOなど多くの国際
的な場面で、委員あるいはNGOとし
て活発な活動を続けてこられた方であ

る。現在は、ソウルにある梨花女子大学大学院で
教鞭をとる傍ら、NGO「性的人身売買廃絶全国
運動 (National Movement for Eradication of Sex
Trafficking)」の代表として活躍されている。

シンさんのお話では、韓国では、軍事政権時代か
ら民主化運動が盛んであり、社会に市民運動が根づ
いていること、そうした運動の中で男性主導の運動
だけでは女性の状況は改善されないと女性たちが学
んできたことが、今日の女性運動の根底にあるとい
う。韓国は、2006年に女性差別撤廃条約選択議定書
を批准しているが、これは、法務省による反対の理
由が男性を戸主とする戸籍制度にあることが判明し
たのち、大統領夫人への働きかけ、歴代法務大臣へ
の申入れ、官僚との話し合いなどを粘り強く続けてき
た結果、2005年に戸籍制度が廃止され、批准が実現
したものであるという。しかし、メディアが批准に
ついてほとんど報道しなかったため、議定書が規定
する個人通報制度および調査制度の活用について周
知するために、NGOがパブリック・フォーラムを
開催したとのお話だった。

3人目のパネリストである大谷さんは、シンポジ
ウムの約1週間前の7月23日にニューヨークで行わ
れたCEDAWによる日本政府報告書審査のために、



日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (JNN
C) の世話人として活躍された。大谷さんは、弁護
士として国内で活動される一方、日弁連国際室室長
(女性で初) や国連総会第3委員会日本政府代表代
理など国際的な活動を数多く経験されている。女性
に特化した活動とそうではない活動の両方に関わっ
てきた経験を踏まえて、女性たちによるNGO活動
には、既存の枠組みにとらわれないがゆえに実質的
な変化を生み出す可能性があると分析された。女性
に特化したアプローチと一般的アプローチ双方の交
流が必要であるという指摘もあった。

午後1～5時という長時間のプログラムであった
が、いずれのパネリストからも、それぞれの経験と
知識がぎっしりとつまったお話を伺い、さらに、参
加者との真剣かつなごやかな質疑応答を経て、時間
があつという間に過ぎてしまった。筆者は、同じく
法学研究科博士後期課程の山本リアンさんととも
に当日の通訳を務めさせていただいたが、パネリス
トの素晴らしいお話と熱心な参加者に助けられて、
とてもよい経験をさせていただいたと感謝している。
(パネリストのみなさんについては、それぞれの暖
かなお人柄を思い出しつつ「さん」と表記させてい
ただきました。) (法学研究科博士後期課程)